

旭川市中心市街地活性化基本計画【改定版】（素案） 概要版

1 中間見直しの趣旨

本市では、平成12年度から2期17年にわたり、旭川市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化に向けた各種取組を進めてきました。平成29年度には3期目となる旭川市中心市街地活性化基本計画を策定し、各種取組を進めています。これまで中心市街地においては、百貨店の撤退や老舗商業施設の閉店などのほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、来街者の減少や滞在時間が短くなるなど、本市の中心市街地を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。このような中、令和4年度は計画期間の中間年度となることから、市民アンケートや中心市街地で活動される団体等へのヒアリング等の意見などを踏まえ、基本計画を見直すものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成29年12月から令和10年3月までの概ね10年です。

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
始期	→	→	→	→	見直し	→	→	→	→	終期

3 見直しの経緯

本計画の見直しに伴う取組状況は次のとおりです。

時期	取組等	内容
R4.5.19	第1回旭川市中心市街地活性化協議会企画推進分科会	本計画見直しに係る今後の取組説明
R4.6月	第1回旭川市中心市街地活性化協議会(書面会議)	同上
R4.8.8～ 9.16	市民等へのアンケート調査	中心市街地への意識・意見等把握
R4.8.30～ 11.1	関係団体へのヒアリング・意見交換	中心市街地で活動する各団体の意見等把握
R4.10.10	あさひかわの未来を創る！ まちなか∞フォーラム	中心市街地をはじめ、まちづくりに関する講演・パネルディスカッション開催
R4.10.27	第2回旭川市中心市街地活性化協議会企画推進分科会	本計画のフォローアップ報告案を基に意見聴取・意見交換
R4.12.1	市民等へのアンケート結果公表	市ホームページ等を通じて調査結果を公表
R4.12.1	フォローアップ報告結果公表	本計画の総合指標・個別指標の進捗状況の報告

4 見直しの内容

本計画の主な改定の内容は次のとおりです。

第1章 旭川市の中心市街地に係る背景及びこれまでの取組状況	
第1項 背景	本編 P1 <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響による平和通買物公園の通行量減少や生活様式の変化に係る内容を追加
第2項 これまでの取組状況	本編 P6 <ul style="list-style-type: none">・本計画（3期目）の取組状況を追加
第2章 中心市街地を取り巻く状況	
第1項 現状	本編 P7 (1)中心市街地における居住人口 <ul style="list-style-type: none">・令和4年度値を追加 本編 P7～P9 (2)観光 <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響に係る内容を追加・観光入込客数、宿泊延数の令和3年度値に係る内容を追加・旭山動物園入園者数の令和3年度値に係る内容を追加・旭川空港の乗降客数の令和元年度及び令和3年度値に係る内容を追加・観光情報センター利用客数の平成30年及び令和3年値に係る内容を追加 本編 P9～P11 (3)商業・空き店舗 <ul style="list-style-type: none">・事業所数の平成28年値に係る内容を追加・従業者数の平成28年値に係る内容を追加・空き店舗箇所数の平成30年以降の値に係る内容を追加・小売業販売額の平成28年値に係る内容を追加 本編 P11～P13 (4)来街・回遊 <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響に係る内容を追加・歩行者通行量の令和3年及び令和4年値に係る内容を追加・旭川駅乗降者数の令和3年値に係る内容を追加・旭川市内一般乗合自動車輸送人員の令和3年値に係る内容を追加
第2項 課題	本編 P13～P14 <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響に係る内容を追加・人の動態状況の把握など新たな視点での課題把握に係る内容を追加・市全域の人口に対する中心市街地の人口の割合に係る評価内容を修正
第3章 計画の基本的な考え方と推進体制	
第1項 計画策定の必要性	本編 P16～P18 (2)令和4年度に実施したアンケートの結果

	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果及び各種団体への意見聴取結果に係る内容を追加 <p>本編 P18 (3)中心市街地が担う重要な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合の令和3年度値に係る内容を追加
第2項	<p>中心市街地内に集積されている各種基盤と機能</p> <p>本編 P19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤の有効活用のほか、必要に応じた基盤の更新や見直しに係る内容の追加
第3項	<p>計画の目標・推進指針及び施策の方向</p> <p>本編 P22～P24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちなかに来る」「まちなかの滞在時間を延ばす」の目標に対する取組に係る内容を追加
第4項	<p>計画対象区域及びエリア設定</p> <p>本編 P24～P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存資源の有効活用のほか、必要に応じた基盤の更新や見直しに係る内容を追加
第5項	<p>計画の推進体制及び事業に関する考え方</p> <p>本編 P28～P29 (1)計画の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TMO体制*の見直しに係る内容の時点修正 ・多様な世代や分野の方との意見交換に係る内容の追加 <p>本編 P29 (2)事業に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤等の有効活用のほか、基盤の更新や見直しに係る内容を追加
第6項	<p>計画期間、進行管理及び指標の設定</p> <p>本編 P31～P32 (2)指標群の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ結果を踏まえた令和9年度目標値に係る内容を追加
第5章	<p>計画の策定及び改定経緯</p>
第2項	<p>改定経緯</p> <p>本編 P42～P45</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しに当たってアンケート調査等の実施に係る内容を追加 ・改定経過に係る内容を追加
資料編	<p>●個別指標</p> <p>本編 P49</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客宿泊延数の令和9年度目標値の上方修正

※ 中心市街地全体の商業の活性化に向け、構想・計画を作成し、具体的な事業に関する企画立案、事業者間の調整、合意形成の支援の実施、あるいは自らが事業の実施主体となるなど、機動的に事業を推進する組織。